

役員及び評議員の報酬等
並びに費用に関する規程

公益財団法人 児童育成協会

公益財団法人児童育成協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人児童育成協会（以下「本協会」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員には、報酬として、俸給、地域手当及び役員特別手当を支給する。
3. 非常勤役員に対しては、理事会出席等、評議員に対しては評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
4. 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬額は評議員会で決定し、別表1「常勤役員の年間報酬額の範囲」において明確にする。各々の報酬額は決定された年間報酬額の範囲内で、理事会において別に定める。

2. 非常勤役員に支給する報酬は、別表2に定める額とする。
3. 評議員に支給する報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内において別表3に定める額とする。
4. 常勤役員に対する退職手当の計算方法は評議員会で決定し、別表4

「常勤役員の退職手当の計算」において明確にする。各々の退職手当の計算については、理事会において別に定める。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、職員給与規程に定めるところにより通勤手当を支給することができる。

2. 非常勤役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、交通費の実費相当額を支給することができる。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(準用)

第7条 役員報酬等の支給方法等に関し、この規程に定めのない事項については、別に定める職員給与規程を準用する。

(公表)

第8条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤役員の年間報酬額の範囲

理事長 1,600万円までの範囲

常務理事 1,200万円までの範囲

別表2 非常勤役員の報酬

理事会出席の都度、報酬等として一律源泉徴収後1万円とする。

特別な職務執行の場合及び監事による監査については、報酬等として、一回につき一律源泉徴収後1万5千円とする。

別表3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、報酬等として一律源泉徴収後1万円とする。

別表4 常勤役員の退職手当の計算

在職1月につき、役員が退職した日における俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。